

関係各位

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護サービス事業所・施設等への〔支援金〕について

介護サービス提供支援金及び介護サービス再開に向けた支援事業の受付を開始します。

1 介護サービス提供支援金及び介護サービス再開に向けた支援事業の概要

(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設等
- 支援対象経費：かかりまし経費
 - (例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入又はリース費用、ICT機器の購入又はリース費用 など
- 助成上限額：サービス類型毎に設定
 - (例) 通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

(2) 介護サービス再開に向けた支援事業

- ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成
 - 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所
 - 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円
- イ 在宅サービス事業所における環境整備への助成
 - 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
 - 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなもの購入費用など
 - (例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
 - 助成上限額：20万円

2 申請先・申請方法

- 申請先 茨城県国民健康保険団体連合会
 - ※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設入居者生活介護の指定をうけていないものに限る）、及び茨城県国民健康保険団体連合会に登録されている口座が債権譲渡されている事業所・施設等は、直接茨城県（長寿福祉推進課宛）に申請してください。
- 申請方法
 - ① 茨城県国民健康保険団体連合会に申請する場合
 - ・ 原則として、介護サービス事業所・施設等は、茨城県国民健康保険団体連合会の電子申請受付システムにより、申請を行うこととなります。
 - ・ 電子申請受付システムを使用する環境が整っていない事業所・施設等は、紙・電子媒体の郵送等により申請を行うこととなります。
 - ※ 電子申請受付システムは、システム上、毎月1日から14日までの間、受付できません。（受付は、毎月15日から月末までとなります。）
 - ② 茨城県（長寿福祉推進課）に申請する場合（養護老人ホーム等）
電子メールにより申請を行うこととなります。
- 要項・マニュアルや申請書様式は茨城県ホームページからダウンロードすることができます。
ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 > 介護保険に関する新着情報 > 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/houkatsusienjigyo.html>

【お問い合わせ先】

茨城県新型コロナウイルス包括交付金コールセンター
電話番号 029-301-2674